

令和 8 年 5 月 25 日

学校法人 小倉学園

理事会 御中

評議員会 御中

監事 花崎 哲

監事 園田 毅

## 監 査 報 告 書

私たち監事は、私立学校法第 52 条及び第 56 条の規定に基づき、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの令和 7 年度の学校法人小倉学園の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法の概要

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会及び評議員会等に出席して職務の執行状況について報告を受け、本法人の業務及び財産の状況を調査いたしました。これにより事業報告及びその附属明細書について検討し、また、会計帳簿等を調査のうえ計算関係書類（計算書類及び附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、本法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

#### (2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、本法人の財産及び収支の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上